昭和51年7月15日 第三種郵便物承認
平成18年11月25日発行（毎月1回25日発行）

広報 つわの

2006
平成18年 Vol.14
12月
師走

平成18年 Vol.14 2006 12月号

http://www.town.tsuwano.lg.jp

●平成18年度 財政状況の公表 p2

○平成17年度一般会計における歳入及び歳出の決算状況p3　○住民税が変わりますp6



1 津和野町駅伝で力走する選手の皆さん
2 秋の風情を満喫された城山もみじ茶会
3 芋煮会で来場者に芋煮を配る包友会の皆さん





〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町日原54番地25
TEL0856-74-0038／FAX 0856-74-0002

編集：津和野町広報委員会／発行：津和野町情報企画課
印刷：㈲坂田印刷

Library 今月の新刊図書

（津和野町立津和野図書館）

食べ方のマナーとコツ　渡邊 忠司 監修　学研
迷宮レストラン　河合 真理　ＮＨＫ出版
調べよう天気と暮らし 全5巻　財団法人日本気象協会編　ポプラ社
狼 花　大沢 在昌　徳間書店
かまわぬの手ぬぐい使い方手帖　河出書房

（津和野町立日原図書館）

焼きそばうえだ　さくらももこ　小学館
死なないで下さい　柴田久美子　アートヴィレッジ
風の墓碑銘　乃南 アサ　新潮社
ぬるい生活　群 ようこ　朝日新聞社
芋たこなんきん　田辺 聖子　講談社

■津和野図書館・日原図書館からのお知らせ

12月7日午後2時25分から木部小学校にて、絵本作家　関屋敏隆さんの特別授業を行います。作り手の思いに触れる機会です。ぜひご参観ください。

■寄付のお知らせ

絵本作家　内田麟太郎さんより、ご自身の最新刊「ふたのぶたじろうさんは、はげやまくのぼりました。」（クレヨンハウス）「カミさま　全員集合！」（岩崎書店）「ともだちおまじない」（偕成社）の三冊をご寄付いただきました。ぜひ、読んで見てください。
和崎正さんから、絵画のご寄付がありました。
ありがとうございました。

おくやみ申しあげます（敬称略）

◇10月届出分
中山 萬恵 10・2（森一） 74
牧 孝信 10・4（森二） 80
玉井 清 10・7（北二） 78
伊藤 敦哉 10・17（麓耕） 54
森元 照子 10・22（中組） 71
居田 芳子 10・23（鷲原二） 95
橋本 艶子 10・27（岩瀬戸） 85
吉田 實 10・29（東一） 72
亀崎 妙美 10・13（森二） 82
神田 良子 10・18（西一） 80
中村アヤノ 9・21（鷲原二） 86

◇10月届出分
今井由布子 10・7（長野） 22
大庭登美代 10・15（青原） 82
豊田 昭子 10・17（小直） 79
日高みよ子 10・21（栄町） 70
吉田 満 10・24（上横道） 76
大田アサノ 10・26（喜時雨） 86

お祝い申しあげます（敬称略）

◇10月届出分
山崎（やまさき） 流那（るな） 9・28（鷲原二下）
豊田（とよた） 瞳（ひとみ） 9・30（小直）

永見（ながみ） 翔輝（しょうき） 10・4（柳）
小倉（おぐら） 歩友（ふう） 10・17（栄町）



トークマンのひとこと 14

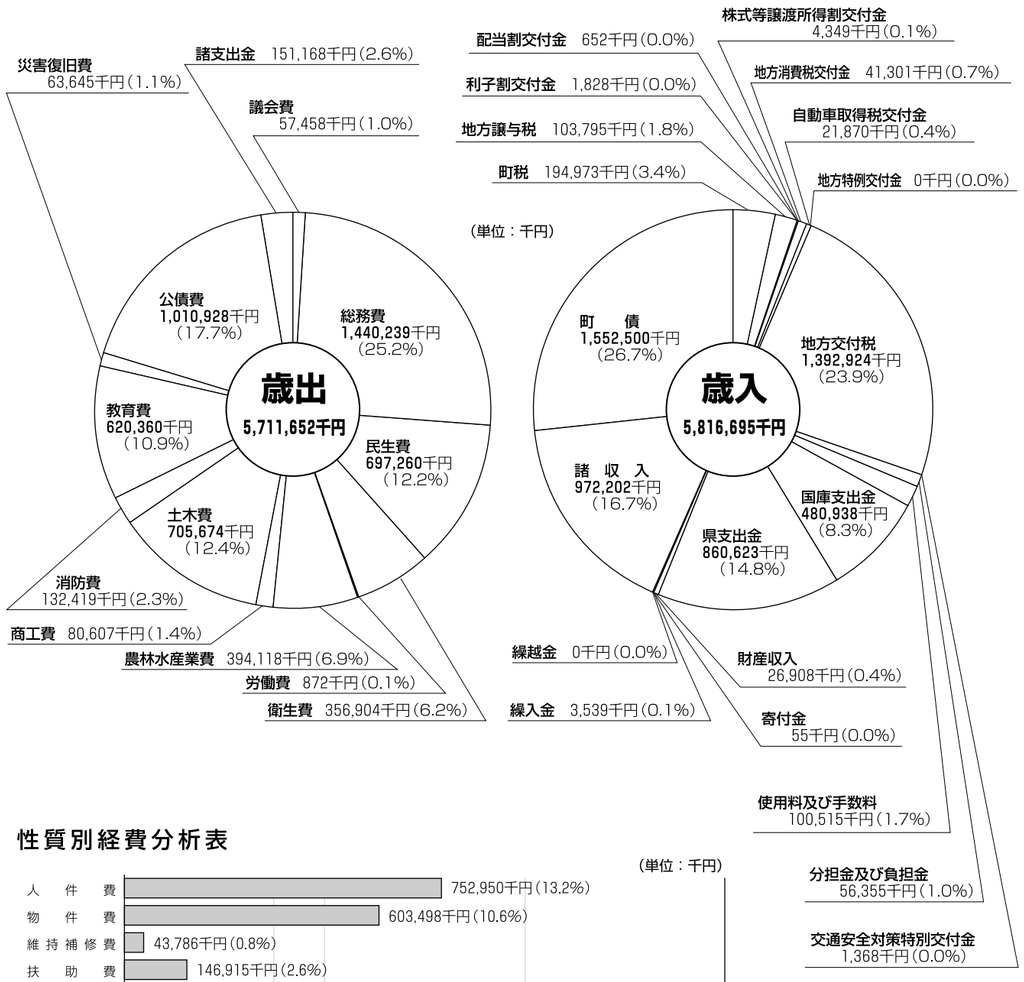
海外では見ることのあった有料トイレがついに日本にも登場しました。このトイレが登場したのは電気街とオタク文化の町として知られる東京の秋葉原駅前で、喫煙コーナーを併設したこの施設には管理者が常駐し、安心感と清潔さ、完全な個室化を売りに1回100円で利用することができます。
多くの公衆トイレが一部の心ない人の落書きや破壊行動によって、汚い、臭い、危険、暗いなどの多くの問題を抱え、修繕や清掃等に多くの手間と費用がかかる中での新たな試みとして登場したこのトイレ、果たして日本でも定着するのか大いに注目しています。
ところで、多くの高校で必修教科の未履修が発覚しています。大学受験は変わらないのに、ゆとり教育の導入以降小・中学校の学習内容は大幅に減少。このような状況では、高校時代に不足分を何とかするか各個人が塾等で学校以上の学習をしなければ現役で受験に対応できるレベルに達するのは困難なので、今回の件は学校にも受験生にも気の毒な気がします。
昨今格差社会が指摘されていますが、庶民の感覚では都市と地方の格差は拡大する一方。景気の回復も地方ではどこ吹く風といった塩梅です。社会の変化で様々な問題が噴出し、もはや小手先の改革ではうまくいかない世の中。有料トイレのようなウルトラCが必要なのでは・・・
皆さん良いお年を・・・（村）

■住民基本台帳（平成18年10月末現在）

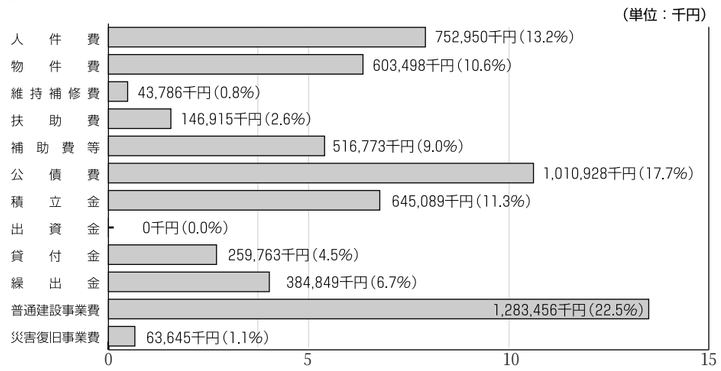
世帯数	人口	出生	死亡	転入	転出
3,826世帯	9,559人（男4,423人　女5,136人）	4	21	11	29

平成17年度 一般会計における 歳入及び歳出の決算状況

（H17.9.25～H18.3.31）



性質別経費分析表



財政状況の公表

町では、条例の定めるところにより5月と11月の2回その財政状況を公開することとなっています。今年度上期の執行状況及び平成17年度決算は次のとおりです。

○ **平成18年度一般会計予算の執行状況**（平成18年9月末現在）　（単位：千円）

科目	予算額	収入済額	科目	予算額	支出済額
町税	676,423	524,383	議会費	80,703	40,446
地方譲与税	120,000	61,235	総務費	889,734	345,772
利子割交付金	4,000	1,318	民生費	1,140,989	306,651
配当割交付金	800	750	衛生費	475,101	171,205
株式等譲渡所得割交付金	10	3	労働費	1,791	1,062
地方消費税交付金	80,000	55,398	農林水産業費	430,278	56,875
自動車取得税交付金	29,000	8,113	商工費	162,500	84,804
地方特例交付金	14,633	14,633	土木費	786,452	113,701
地方交付税	3,732,000	2,690,887	消防費	286,924	179,871
交通安全対策特別交付金	1,300	908	教育費	630,275	252,296
分担金及び負担金	79,609	29,089	災害復旧費	154,818	2,154
使用料及び手数料	142,930	64,014	公債費	1,965,370	614,806
国庫支出金	230,235	17,668	諸支出金	6,238	0
県支出金	452,501	52,854	予備費	4,679	0
財産収入	51,960	20,647			
寄付金	213	236			
繰入金	437,914	0			
繰越金	103,165	103,165			
諸収入	128,659	26,897			
町債	730,500	0			
合計	7,015,852	3,672,198	合計	7,015,852	2,169,643

○ 住民負担の概況

税　金

（単位：千円）

税　目	現年度税分	滞納繰越分	合　計	一人当たりの金額
個人町民税	88,712	764	89,476	9,306円
法人町民税	21,444	0	21,444	2,230円
固定資産税	56,263	2,065	58,328	6,067円
軽自動車税	363	54	417	43円
市町村たばこ税	25,308	0	25,308	2,632円
合　計	192,090	2,883	194,973	20,278円

※　3月31日現在人口　9,615人

使用料及び手数料

（単位：千円）

使用料		手数料	
費　目	金　額	費　目	金　額
総務使用料	29,955	総務手数料	4,814
民生費使用料	329	衛生手数料	11,898
衛生使用料	2,150	商工手数料	67
商工使用料	5,817		
土木使用料	22,373		
教育使用料	23,112		
合　計	83,736	合　計	16,779

○ 住民負担の概況

公債費

（単位：千円）

名　称	年度当初残高	年度中償還額	年度中借入額	年度末残高
過疎対策事業債	7,120,430	400,867	564,800	7,284,363
辺地対策事業債	388,614	32,794	59,800	415,620
一般公共事業債	536,984	31,493	64,600	570,091
災害復旧事業債	139,558	17,610	5,500	127,448
一般単独事業債	3,859,497	180,894	298,400	3,977,003
義務教育施設整備事業債	634,887	17,613	102,900	720,174
厚生福祉施設整備事業債	162,631	8,648	0	153,983
その他	4,641,904	178,568	456,500	4,919,836
合　計	17,484,505	868,487	1,552,500	18,168,518
	一人当たりの金額		1,889,601円	

基　金

（単位：千円）

名　称	年度当初残高	年度中積立額	年度中取崩額	年度末残高
財政調整積立金	299,748	605,141	0	904,889
減債基金	126,812	29,012	0	155,824
郷土館整備基金	4,869	41	0	4,910
役場庁舎建設基金	103,784	4	0	103,788
電気通信事業基金	21,593	6,440	0	28,033
集落活性化基金	48,771	0	0	48,771
産業後継者育成基金	48,210	0	0	48,210
ふるさと創生基金	67,310	2	0	67,312
小藤育英基金	2,650	274	0	2,924
津和野町育英基金	7,118	1,204	0	8,322
奨学基金	25,056	935	3,540	22,451
水と土保全対策基金	6,523	6,169	0	12,692
元気な集落づくり事業基	3,252	1	216	3,037
金	10,057	2	1,400	8,659
城跡観光リフト基金	32,178	4	0	32,182
土地開発基金	807,931	649,229	5,156	1,452,004
合　計	一人当たりの金額		151,014円	

○ 平成１７年度一般会計及び特別会計決算

（単位：千円）

科　目	歳　入	歳　出	歳入歳出差引残額
	収入済額	支出済額	
一般会計	5,816,695	5,711,652	105,043
国民健康保険特別会計	744,920	719,587	25,333
老人保健特別会計	1,219,668	1,229,616	△9,948
介護保険特別会計	615,556	597,740	17,816
簡易水道事業特別会計	218,798	265,408	△46,610
下水道事業特別会計	214,206	209,341	4,865
農業集落排水事業特別会計	3,399	1,647	1,752
奨学基金特別会計	8,668	8,591	77
電気通信事業特別会計	12,258	12,226	32
合　計	8,854,168	8,755,808	98,360

○ 水道事業会計

（単位：千円）

名　称	予算額	決算額	翌年度繰越額	比　較
収益的収入	71,419	70,689	0	730
収益的支出	82,540	81,311	0	1,229
資本的収入	8,426	4,459	0	3,967
資本的支出	49,931	42,802	7,014	115

※　資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38,343千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

○ 財政分析数値

（単位：％・千円）

区　分	Ｈ１７年度決算	Ｈ１７年決統
経常収支比率	58.5	93.7
公債費比率	24.1	38.6
人件費比率	17.2	27.5
物件費比率	5.9	9.4
実質収支比率	2.2	2.3
財政力指数	0.180	0.180
実質公債費比率		19.9
標準財政規模	4,587,520	4,587,520

※　「平成17年度決算」は、合併のため平成17年9月25日から
平成18年3月31日までの決算額に基づいて計算した数値です。
旧町の平成17年度決算を合算して計算した数値が「H17年決統」の数値です。

住民税とは

県民税と町民税をあわせて住民税と呼んでおり、これには所得に関係なく定額を負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」があり、給与所得者は事業所を通じ12回に分け、その他の方は4回（1回で納めることも可能）に分け、町に納めてもらいます。

「均等割」・・・県民税1,500円（水と緑の森づくり税500円含む）、町民税3,000円　／年額
「所得割」・・・前年の所得金額をもとに下記の計算方法により税額を算出します。

住民税「所得割」の計算方法

〔所得金額※1 − 所得控除※2〕（課税所得金額）× 税率※3 − 税額控除※4

※1　所得金額とは、収入から必要経費を引いたもので、給与収入の場合は、給与所得控除額を引いたもの、年金については公的年金等控除を引いたものです。
例）給与収入700万→所得金額510万　同500万→同346万　同300万→同192万
年金収入240万→所得金額120万　同120万→同 0円 （いずれも65歳以上の場合）

※2　所得控除とは、納税者に配偶者や扶養親族があるか等、個人的事情を考慮するため、所得金額から控除する額です。
例）基礎控除(33万)、配偶者控除(33万)、扶養控除(33万)、社会保険料控除(支払った額)等

※3　税率は、平成18年度までは、課税所得金額200万までの部分につき5%、200万超700万までの部分につき10%、700万超の部分につき13%の3段階でした。
平成19年度からは課税所得金額に関わらず一律10%になります。

※4　税額控除とは、課税所得金額に税率をかけて出た税額の一部を控除するもので、平成18年度までは定率減税による控除（7.5%・上限2万）がありました。19年度からは、税源移譲に伴い住民税・所得税の総額で負担増が生じないよう調整控除が設けられます。

住民税（所得割）の計算例

① 夫、妻、子2人（夫の給与収入500万円、妻は専業主婦、子のうち1人は高校生）

所得金額：夫）給与収入500万−給与所得控除154万円（収入により異なる）=346万円
所得控除：夫）基礎控除(33万)+配偶者控除(33万)+扶養控除(33万)+特定扶養控除(45万)+社会保険料控除(50万(支払った額))=194万円
課税所得：夫）346万−194万=152万円
税額：【H18】夫）152万×5%−定率減税0.57万= 70,300円（所得税107,100円との計177,400円）
【H19】夫）152万×10%−調整控除1.65万=135,500円（所得税 59,500円との計195,000円）

② 夫、妻（ともにH18.1.1時点65歳、夫の年金240万円、給与収入100万円、妻の年金80万円）

所得金額：夫）年金収入240万−控除120万=雑所得120万、給与収入100万−控除65万=給与所得35万より総所得120万+35万=155万　（妻は年金収入80万−控除80万=0より所得割なし）
所得控除：夫）基礎控除(33万)+配偶者控除(33万)+社会保険料控除(16万(支払った額))=82万
課税所得：夫）155万−82万=73万円
税額：【H18】夫）73万×5%−定率減税0.28万=33,700円（所得税56,700円との計90,400円）
【H19】夫）73万×10%−調整控除0.5万=68,000円（所得税31,500円との計99,500円）

（いずれの例でも住民税と所得税の総額はH18よりH19が増えますが、これは税源移譲による影響でなく、すべて定率減税廃止による影響です。なお、①②の場合とも、夫には所得割と別に均等割が課税されます。）

住民税（町県民税）が変わります

「住民税のしくみ」については、次頁をご覧ください

Ⅰ 国から地方への税源移譲により 税率（次頁※3参照） が変わります。

これまで課税所得金額の段階別に決められていた**住民税所得割**の税率（5,10,13%）が平成19年度から**「一律10%」**になります。これは、国から地方への補助金を減らし、代わりに**国（所得税）から地方（住民税）に税源を移譲**し、地方が真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるようにするためです。
一般的に住民税が増えますが、その分所得税が減るため、**住民税と所得税の総額**は変わりません。

注）定率減税前の税額です。

例① 給与収入500万円（夫妻・子2人）の場合
【H18】住民税76,000円・所得税119,000円 →【H19】住民税135,500円・所得税59,500円（総額±0）

② 給与収入300万円（独身）
【H18】住民税64,500円・所得税124,000円 →【H19】住民税126,500円・所得税62,000円（総額±0）

★所得税は平成19年1月分から、住民税は平成19年度課税分から変更となります。
（平成19年2〜3月の確定申告は18年分なので、旧税率です。）
★給与所得者の場合、所得税は住民税と違いボーナス徴収がありますので、住民税が増えて所得税が減ることにより、毎月の負担は増え、ボーナス月の負担は減ります。（総額は同じです。）
★これまで住民税のみ課税され、所得税が課税されてなかった方等についても、住民税税率一律化に伴う住民税の調整控除があるため、税率変更による負担増はありません。

Ⅱ 定率減税の廃止により 税額控除（次頁※4参照） が変わります。

著しく停滞した経済状況における特例措置として導入されていた定率減税は、経済状況の改善を理由に平成18年度を最後に廃止されます。これまでは、課税所得金額に税率をかけて算出した税額の一律7.5%（上限2万円）が控除されていましたが、これが廃止されます。
なお、所得税の定率減税10%（上限12.5万円）も同様に廃止されます。

・Ⅰ例①の【H18】の場合、実際には定率減税により
住民税76,000円−定率減税(7.5%) 5,700円=70,300円
所得税119,000円−定率減税(10%)11,900円=107,100円 となり　総額177,400円でしたが、
【H19】は税源移譲と定率減税廃止により　住民税135,500円・所得税59,500円（総額195,000円）となり、定率減税されていた17,600円の負担増となります。
・Ⅱ例②の場合も同様に、定率減税されていた17,300円の負担増となります。

箱絵み


つまり、税源移譲（税率変更）による住民税・所得税トータルの負担増はありませんが、定率減税廃止により、これまで控除されていた住民税7.5%分と所得税10%分の減税がなくなります。

※住民税には個人住民税と法人住民税がありますが、このチラシで住民税とは個人住民税を指しています。

西部情報化センターだより

＜平成19年1月　パソコン研修＞

○ゆっくり進むパソコン教室「パソコン入門」
（初心者：文字入力の出来る方）……①

日　10日･17日･24日･31日（水）
　　午前9時～正午
料　テキスト代　300円
　　※4日間同じ研修内容ですので、ご希望の日を選んで申し込んで下さい。

○電子メールのマナー講座（初心者）……②

日　20日（土）
　　午前9時30分～午後4時30分
料　テキスト代　800円

＜地域ITリーダー養成講座＞

○プレゼンテーション入門（初級者）……③

日　9日(火)･10日(水)･11日(木)･12日(金)
　　午後1時30分～4時30分
料　テキスト代　800円

○ホームページ作成　Ver. 1……④

日　16日（火）・17日（水）・18日（木）
　　午後1時30分～4時30分
料　テキスト代　800円
定　①～④各12人

申込締切日　①～④　12月20日(水)
場　**いわみーる4階　パソコン研修室**

＜ITわいわいサロン＞

パソコンに関するわからないことを何でも相談してください。わかる範囲でわいわい解決しましょう。

日　第1･第3土曜日　午後1時～3時
場　**いわみーる4階　パソコン研修準備室**

申込方法：研修名・住所・氏名・電話番号・年齢を明記して、ホームページか往復はがきでお申し込みください。
申　**県立西部情報化センター**
　　〒697-0016　野原町1826-1
　　いわみーる4F（電話24-9346）
　　http://www.joho-shimane.or.jp/cc/seibu/
　　※日時･内容など詳細は上記ＵＲＬで確認できます。

文化コーナー

森鷗外記念館

開館時間　9：00～17：00（最終受付16：45）
休館日　12月4、11、18、25、29～31日

◇ **企画展「近代作家の自筆原稿」第三期**
会　期　10月20日（金）～平成19年 1月17日（水）
会　場　2階特設会場

安野光雅美術館

◆**「安野光雅　繪本の世界」【秋期展示】**
会　期：　平成18年 9月15日（金）～
　　平成18年12月13日（水）

◆**「安野光雅　繪本の世界」【冬期展示】**
開館時間　9：00～17：00（最終入館16：45）
休館日　12月29～31日
会　期：　平成18年12月15日（金）～
　　平成19年 3月 7日（木）

展示作品
　第1展示室
　　展示ブース1　「文学の絵本」
　　展示ブース2　「ヨーロッパ紀行Ⅱ」
　　（フランス・スイス）
　　展示ブース3　「ふしぎなたね」
　第2展示室
　　「きつねがひろったイソップものがたり」

入館料：大人800円（650円）　中高生400円（250円）　小学生250円（100円）
（　）内は20名様以上の団体料金
会　場:津和野町立安野光雅美術館

桑原史成写真美術館

開館時間　9：00～17：00
休館日　なし
会　期：　平成18年10月20日（金）～
　　平成19年 1月17日（水）
展　示　「エイズに蝕まれた子どもたち
　　～ルーマニア～」

道の駅津和野温泉なごみの里

12月の定休日
　あさぎりの湯　14日（木）、28日（木）
各種イベント等のご案内
　12月3日(日)は、長福千原座、17日(日)は、木ノ口神楽社中による石見神楽公演を行います。
　12月11日(月)、25日(月)は、露天風呂でゆず湯が楽しめます。
　*詳しくはなごみの里(72−4122)までお問い合わせ下さい。

若者定住促進 奨励金制度について

（平成18年6月以降に転入等された方が対象です。）

奨励金の種類	奨励金額	支給要件
ふるさと就労奨励金	初年に1回 50,000円	・年齢15歳以上40歳以下 ・津和野町に家族を有する新規学卒者が**定住する意志をもって**就職等した場合
若者Uターン奨励金	単身者又は世帯主 50,000円 配偶者及びその他の家族1名につき 25,000円	・年齢15歳以上40歳以下 ・従来津和野町の住民であった方が、**定住する意志をもって**津和野町に帰った場合
若者転入奨励金	上記と同額	・年齢15歳以上40歳以下 ・従来津和野町に住所を有しなかった方が、**定住する意志をもって**転入した場合
鯉・恋祝い金	転入者　50,000円 定住者　25,000円	・年齢15歳以上40歳以下 ・津和野町以外から津和野町に**定住する意志をもって**、結婚のため転入した方及び町内在住者同士の結婚の場合（定住者どちらか一人）
出産祝い金	第3子以降１子につき 150,000円	・町内在住者で引き続き**定住する意志を持つ方**が第３子以降の子を出産した場合

【申請にあたっての留意事項】

○事由発生日（転入日等）から6ヶ月以内の申請者が奨励金の対象になります。
　特にH18年6月が事由発生日の方は、H18年12月末までが申請の期限になりますので、ご注意下さい。
○「ふるさと就労奨励金」、「若者Uターン奨励金」、「若者転入奨励金」及び「鯉・恋祝い金」については、同一人1回限りです。
○奨励金等の交付を受けて、5年以内に転出された場合は、奨励金は全額返還となります。

【お問合せ先】

情報企画課　TEL：74−0038



献血にご協力を！

献血日：平成18年12月6日（水）

	献血会場	時間
1	保健福祉センター　やまびこ	9：30　～　10：00
2	特別養護老人ホーム　星の里	10：30　～　11：30
3	山村開発センター	12：40　～　13：30
4	日原共存病院前	14：20　～　16：00

～献血は誰でもできる助け合いです～

	200ml	400ml
年齢	16歳　～　69歳	18歳　～　69歳
体重	男性　45kg以上 女性　40kg以上	男女とも50kg以上

※　65歳以上の方が献血をする場合は、60歳以降に献血を行った経験のあることが必要です。
※　下記の項目に該当する場合は、ご本人の健康のためと安全性の高い血液を確保するために献血をご遠慮願っています。

○最高血圧が90mmＨｇ未満の人
○妊娠している人・過去6ヶ月以内に妊娠していた人
○献血により悪化する恐れがある循環器疾患・血液疾患・その他の疾患にかかっている人
○有熱者・その他の理由で健康状態が不良な人
○この3日間に注射・服薬をしている人
○過去に輸血を受けたことのある人



津和野町役場　健康福祉課

ご存知ですか　検察審査会

交通事故、詐欺、脅しなどの被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は検察審査会にご相談ください。相談及び申立てについての費用は一切無料で、秘密は堅く守られます。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員が、検察官が事件を起訴しなかったことの善し悪しを審査します。

○お問い合わせは
浜田市殿町９８０番地
松江地方裁判所浜田支部内
浜田検察審査会事務局
ＴＥＬ０８５５－２２－０６７８へ



医　療

【津和野共存病院　72-0660】
◆月曜日／外科（午前）、整形外科（1日）
◆火曜日／外科（午前）、耳鼻科（午後）
◆水曜日／泌尿器科（午後）、糖尿病外来（予約制）
◆木曜日／外科（午前）、乳児検診（予約制）
◆金曜日／外科（午前）、神経内科（予約制）、整形外科（1日）
◆土曜日／耳鼻科（午前）各科午前中診療、（第2、第4土曜日休診）
＊年末年始の休診日は、12月31日～1月4日まで。

【日原共存病院　74-0121】
◆月曜日／内科（午前／夕方）
◆火曜日／内科（午前）、外科（8:30～9:30）、内科・麻酔科・眼科（午後）
◆水曜日／内科（午前／午後）
◆木曜日／内科・泌尿器科（午前）、内科（夕方）
◆金曜日／内科・糖尿病外来（午前）、内科・眼科（午後）
◆土曜日／内科（午前）、（第2、第4土曜日休診）
＊外科の受付時間は、8:30～9:00
＊泌尿器科及び眼科の予約は、74-0121まで
＊年末年始の休診日は、12月31日～1月4日まで

【和﨑医院　72-0025】
◆水曜日／高脂血症・動脈硬化専門外来（日本循環器学会専門医）／予約制
◆木曜日／肝臓病専門外来（日本肝臓学会専門医）／予約制
＊お知らせ：和﨑医院では、苦痛の少ない鼻からの胃カメラを行っています。



相　談

【無料行政・人権相談】
12月11日（月）津和野町民センター　10：00～15：00
12月　1日（金）山村開発センター　9：30～14：30

【年金相談】
12月　5日（火）益田市役所　10：00～15：00
12月19日（火）益田市役所　10：00～15：00
12月27日（水）吉賀町役場　10：30～15：00

【心配ごと相談】
12月　1日（金）木部公民館　9：00～11：30
12月　4日（月）津和野町福祉センター　13：30～15：00
12月11日（月）畑迫公民館　9：00～12：00
12月12日（火）小川公民館　13：30～15：00
12月18日（月）津和野町福祉センター　10：00～12：00
12月26日（火）津和野町福祉センター　10：00～12：00

【こころの相談】
10月30日（月）津和野町福祉センター　13：30～15：00

【女性相談】（要予約）
12月13日（水）津和野町福祉センター　10：00～12：00

【法律相談】（要予約）
12月21日（木）津和野町福祉センター　13：00～15：00

【行政・人権相談】（要予約）
12月27日（水）津和野町福祉センター　10：00～12：00

【明るい生活相談】
12月　1日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30
12月15日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30

【交通事故巡回相談】（要予約）
島根県交通事故相談所　浜田支所
・開設日　毎週　火・水・金曜日及び第1、第2第4月曜日
・時　間　9：00～12：00　13：00～16：00

【巡回相談】
12月21日（木）益田市役所　9：00～15：00
＊予約先　島根県交通事故相談所浜田支所
浜田市野原町1826-1　いわみーる2階　0855-24-9342

【手話相談】
12月13日（水）役場本庁舎総合窓口　13：30～16：00

食品表示（JAS法）出張相談会について

食品の表示は、消費者と食品をつなぐ大切な情報源であり、製造者や販売者には適正な食品表示をすることが義務付けられています。
そこで、今年度は個別の具体的な相談に応じる出張相談会を開催しますので希望者はご相談ください。

1．日　時　①12月7日（木）13：00～17：00
②12月8日（金）　9：00～12：00　13：00～15：00
2．場　所　①益田合同庁舎第4会議室　②浜田合同庁舎301会議室
3．主　催　島根県農林水産部農畜産振興課　食料安全推進室
TEL 0852-22-6010　FAX 0852-22-6043
4．対　象　食品事業者及び産直加工グループ
5．内　容　個別対応とし、持参された表示ラベル等の相談に応じる
6．申込み　原則、相談したい表示ラベルと氏名、会社名（グループ名）、連絡先（TEL・FAX）、出席会場名等必要事項を添えて、事前に食料安全推進室に直接申し込む（FAX、郵送可）

※JAS法とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の略です。

平成18年11月25日発行（第三種郵便物承認） 2006 Vol.14 広報つわの

【在宅医】とは、日曜・休日・祝日に急を要する患者の診療が必要なときで主治医の不在の際、郡内の医師が当番で在宅診療を行う制度です（診療時間9:00～16:00）。なお夜間等の救急診療は津和野・日原共存病院、六日市病院で対処します。

2006 CALENDAR 12

今月の税・料の納期

町県民税　第4期
介護保険料　第9期
国民健康保険税　第9期

「町税を納めて　明るいまちづくり」

1（金）歳末助け合い運動
心配ごと相談（木部公／9:00～11:30）
明るい生活相談所（山村開発センター／9:30～14:30）
無料行政・人権相談（山村開発センター／19:30～14:30）

2（土）
囲碁教室（左鐙公／19:30）
閉庁日

3（日）
【在宅医】つわぶき医院（津和野）72-3500

4（月）人権週間
心配ごと相談（福セ／13:30～15:00）
英会話教室（畑迫公／19:00～、20:15～）
キッズ英会話4･5･6（日原中央公／16:15～17:00）
アダルト英会話（日原中央公／20:00～21:00）

5（火）
津小との交流学習（津高）
ハングル教室（日原公／19:30～）
年金相談（益田市役所／10:00～15:00）

6（水）
よさこい・郷土芸能練習日（19:00～）
ソフトバレーリーグ戦（小川体／19:30～）

7（木）大　雪
町教職員等人権・同和教育研修会（日原中央公／15:00～）
子ども神楽（左鐙公／19:30～）
ビーチバレー（左鐙公／20:00～）

8（金）

9（土）
閉庁日

10（日）世界人権デー
【在宅医】日原共存病院（津和野）74-0121

11（月）
心配ごと相談（畑迫公／9:00～12:00）
無料行政・人権相談（町セ／10:00～15:00）
英会話教室（畑迫公／19:00～、20:15～）
アダルト英会話（日原中央公／20:00～21:00）
キッズ英会話1･2･3（日原中央公／16:15～17:00）
フィットネス体操（小川体／19:30～）

12（火）
心配ごと相談（小川公／13:30～15:00）
ハングル教室（日原公／19:30～）
読み語り（畑迫公）

13（水）
女性相談〈要予約〉（福セ／10:00～12:00）
よさこい・郷土芸能練習日（19:00～）
ソフトバレーリーグ戦（小川体／19:30～）
手話相談（役場本庁舎／13:30～16:00）

14（木）
安野光雅美術館休館日
子ども神楽（左鐙公／19:30～）
ビーチバレー（左鐙公／20:00～）

15（金）
明るい生活相談所（山村開発センター／9:30～14:30）

16（土）
囲碁教室（左鐙公／19:30～）
閉庁日

17（日）
【在宅医】松浦医院（吉賀）77-0111

18（月）
心配ごと相談（福セ／10:00～12:00）
英会話教室（畑迫公／19:00～、20:15～）
キッズ英会話4･5･6（日原中央公／16:15～17:00）
アダルト英会話（日原中央公／20:00～21:00）

19（火）
ハングル教室（日原公／19:30～）
年金相談（益田市役所／10:00～15:00）

20（水）
よさこい・郷土芸能練習日（町セ／19:00～）
ソフトバレーリーグ戦（小川体／19:30～）

21（木）
法律相談〈要予約〉（福セ／13:00～15:00）
交通事故巡回相談〈要予約〉（益田市役所／10:00～12:00）
子ども神楽（左鐙公／19:30～）
ビーチバレー（左鐙公／20:00～）

22（金）冬　至
終業式（津高、木小、青小、須小、津中、木中、日中）

23（土）天皇誕生日
しめ飾り作り（池河公／9:00～）
しめ飾り作り（枕瀬公／9:00～）
囲碁教室（左鐙公／19:30～）
閉庁日
【在宅医】増野医院（津和野）74-0053

24（日）クリスマスイブ
つわの俳句会（町民センター／13:00～）
しめ飾り作り（滝元公／9:00～）
しめ飾り作り（日原公／13:00～）
【在宅医】和嶋医院（津和野）72-0025

25（月）クリスマス
終業式（津小、畑小、日小、左鐙小）
しめ縄作り（畑小／13:30～）
英会話教室（畑迫公／19:00～、20:15～）

26（火）
心配ごと相談（福セ／10:00～12:00）

27（水）
行政・人権相談〈要予約〉（福セ／10:00～12:00）
年金相談（吉賀町役場／10:30～15:00）

28（木）官庁御用納め

29（金）
年末・年始閉庁（～1月4日）
月末休館日（津和野・日原図書館）
閉庁日

30（土）
閉庁日

31（日）大晦日
【在宅医】栗栖医院（吉賀）79-2006

調整日　11月16日現在

糸賀盛人さん『2006年山陰中央新報社地域開発賞』を受賞！

島根県内各分野で長年にわたって地域社会発展のため献身努力をしている人を顕彰する、「2006年山陰中央新報社地域開発賞」に糸賀盛人さん（58）（津和野町中山・奥ヶ野）の受賞が決まり、10月27日、松江市千鳥町のホテル一畑で山根常正山陰中央新報社社長より表彰状と副賞が授与されました。

この賞はスポーツ、文化、教育、産業（商工部門・農林水産部門）、社会の5賞からなり、今回は6名が受賞、糸賀さんは産業部門での受賞となりました。

糸賀さんは、昭和50年に全国初の集落営農型法人「おくがの村」を設立、現在も代表理事を務めるなど、30年にわたって中山間地域の農業振興と地域づくりや、農業担い手の育成に力を注いで来られました。

この度の受賞を受け「みなさまのお陰で、このような立派な賞をいただくことができ嬉しく思っております。今後は、県内の各所においても集落営農型法人がたくさん設立され、末永く存続することを祈ります。」と述べられました。

まだまだ58歳、これからの活躍が期待されます。


山陰中央社からの表彰状を手にする糸賀さん

村田性士さん夫妻　平成18年度新嘗祭献穀献納式に出席

平成18年度新嘗祭（にいなめさい）献穀献納式が10月24日（火）皇居において執り行われ、今年度島根県からの献穀者である津和野町名賀（なよし）、村田性士（せいし）さん照子（てるこ）さんご夫妻が参列されました。

まず、献穀者御会釈で天皇皇后両陛下がお出ましになられ、各地方代表者が順次自己紹介した後、天皇陛下より献穀についてお礼並びに農作物の作柄状況についてお尋ねになられました。

その後、献納の儀式に移り、賢所参集所「献納の間」において、精米1升・粟5合を献納し無事任務を果たされました。献穀者である村田さんは掌典職より御紋付磁器盃1個と菊焼残月（古くから宮中に於いて各御儀式（宮中晩餐会や園遊会等の祝宴）の際に引き出物として使われている和菓子）1箱を賜り、すべての儀式を終えました。

村田さん夫妻は、5月の御田植式より9月の御抜穂式にかけての栽培管理、その後の乾燥調整等、並々ならぬご苦労により、晴れてこの日を迎えられました。



競演　“いにしえの美”

津和野町の新町1周年を記念し10月27日から29日までの3日間、「津和野いにしえの美」と題し、盆栽と能面、古美術の展示会が津和野町民センターで行われました。主催は緑水会。この会は、これまで盆栽愛好者で活動を行っていた「さつき会」が中心となり、能面づくりで活躍されている松田龍仁先生や陶芸など古美術に関心のある方々によって結成されたもので、今回が初めての試みということでした。

会場へ足を運んだ第1印象は、豪華に飾られた中央舞台に花を添えるように、それぞれの一品が競い合って見る目を圧倒する見事な出来映えで、いつまでもその場を離れたくないような感動を憶えました。

展示品の中には専門誌で大きく紹介されたものもあり、津和野文化の伝統色を色濃くしながら後世に引き継がれる活動として今後のご活躍を期待したいと思います。


出品者が手塩にかけた盆栽等を熱心に鑑賞する来場者

役場職員『飲酒運転追放』宣誓のための署名簿を提出

日本各地で飲酒運転による悲惨な交通事故が多く発生しています。

この度、役場職員が飲酒運転の危険性と悲惨さを十分に自覚し、飲酒運転を永久かつ絶対に追放する使命を果たすため、「飲酒運転追放」宣誓のための署名運動を展開し、中島町長をはじめ百六十一人分の署名を集めました。

この署名簿は、十月二十五日に、中島町長が津和野警察署を訪れ「率先して飲酒運転追放にあたりたい」と述べ、山﨑警察署長に提出されました。


津和野警察署長に飲酒運転追放の署名簿を手渡す中島町長

選手がタスキをつないで力走・・津和野町駅伝競走大会

第44回津和野町駅伝競走大会が10月21日行われ、木部地区の長野八幡宮をスタートして役場津和野庁舎までの6区間に17チームがエントリーし、それぞれのチームの選手は沿道の声援を受けてタスキをつないでタイムを競いました。

この日は秋晴れに恵まれて駅伝には少し暑いほどの陽気となりましたが、選手の皆さんはこの日のために練習を重ねた成果を遺憾なく発揮され、中には力走のあまりゴールすると同時に倒れ込む選手も見られましたが、チームメイトや応援の皆さんの温かい声援に後押しされながら選手はコースをひた走りました。

競技の結果、総合ではオープン参加された旭ジョガーズチームが1時間14分03秒で見事優勝されたほか、一般の部では畑迫Aチーム、職域の部では津和野農業青年クラブチーム、小学生の部ではN・B・Cランナーズチーム、女子の部ではランニングママチームがそれぞれ優勝されました。


津和野町駅伝でスタートする選手の皆さん

新『津和野町』発足一周年記念講演会で倍賞千恵子さん来町

新「津和野町」発足一周年を記念して10月22日に日原小学校体育館で行われた宝くじ文化講演会で、女優として、そして歌手としても活躍されている倍賞千恵子さんが「歌うこと　演じること　そして生きること」と題して集まった約350人の皆さんを前に講演を行われました。

映画の寅さんシリーズのさくら役等でお馴染みの倍賞さんは、幼い頃の体験や映画のエピソードなどをユーモアを交じえて紹介していただきました。また、講演の途中には歌も披露して下さり、歌手としての一面もうかがうことができました。

中島町長から花束を贈られた倍賞さんは、微笑みながら町長と握手を交わされました。


中島町長から花束を手渡され握手する倍賞千恵子さん

12月1日はエイズデーです

日本に住む20歳から60歳までの方は国民年金制度に加入しなければなりません。
加入種別は次の三つに分かれおり、種別が変更となった場合は届出が必要となります。

エイズ（後天性免疫不全症候群）とはどんな病気ですか？

人間の体には外部からウイルスや細菌、カビなどが進入して起こる病気から身を守る仕組み（免疫）が備わっています。

エイズはＨＩＶ（人免疫不全ウイルス）というウイルスによって引き起こされる感染症です。

そのウイルスは人間の免疫力の中心的な役割を果たす細胞を壊してしまいます。そのため、免疫力が低下して健康な時にはかからないような様々な感染症や肺炎などの病気にかかるのです。

感染するとどうなるのですか？

ＨＩＶに感染してもすぐにエイズを発病するわけではありません。自覚症状がないまま潜伏期に入ります。この時期に治療をせずに放っておくとその間、体内の免疫システムを破壊し発病するといわれています。

＊ＨＩＶに感染すると自覚症状のない期間でも、他の人に感染させる可能性があります。

どうやって感染するのですか？



1．性行為による感染
　感染している人と性行為をした場合
2．血液感染
　麻薬や覚せい剤などの注射器や注射針を共有する
　ＨＩＶが存在する血液（血液製剤）を輸血する
3．母子感染
　母親が感染している場合、妊娠・出産・授乳を介して感染する可能性があります。

握手や汗、せき、お風呂や食器の共有などでは感染しません。

エイズは予防できる病気です。
エイズを十分理解して行動しましょう。

家族や友達とも話し合い誤解や偏見をもつことなく、ともに希望をもって生きる社会をつくりましょう。

感染が心配なときは、まず保健所や医療機関に相談し、必要ならば検査を受けましょう。
保健所での相談・検査は匿名、無料でうけられます。

松江保健所	0852-31-5051	益田保健所	0856-31-9548
雲南保健所	0854-42-3923		0856-31-9549
出雲保健所	0853-21-1191	隠岐保健所	08512-2-1331
県央保健所	0855-72-0163	隠岐保健所黒木支所	08514-7-8121
県央保健所大田支所	08548-4-9803	薬事衛生課	0852-22-5254
浜田保健所	0855-29-5554	テレホンサービス	0852-30-0999

わっしょい！津和野特産まつり



多くの来場者で賑わったわっしょい津和野特産まつり

11月5日（日）、道の駅　津和野温泉「なごみの里」において「わっしょい津和野特産まつり」が開催され、秋晴れのもと2，000人の来場者で賑わいました。

当日は、このイベントの目玉である「秋の大青果市」と題して、とれたて野菜の販売、地元集落のみなさんによる農産加工品、食品等の販売で賑わいました。お楽しみイベントの野菜ミニ福袋販売、果樹・花木苗無料プレゼントでは、配布30分前から長蛇の列ができ、待ち並んだ最後の人まで行き渡らないといったハプニングもありました。

また、今回新企画として「新米食味コンテスト」が行われ、20人の出品応募があり、町長賞に1等の山本　愷さん（田代・徳次）が、2等に倉田勝己さん（本郷）、3等に板垣　巧さん（田代・徳次）、4等に大庭敬友さん（堤田）、おくがの村賞に5等の板垣哲夫さん（牧ヶ野）と和田京三さん（畑）が選ばれました。ステージイベントでは、木ノ口神楽社中による石見神楽や、当選商品数が100以上という「ビンゴゲーム大会」などで最後まで盛り上がり、和やかな1日となりました。

2006『日原収穫祭』



10月28日（土）～29日（日）の2日間、道の駅「シルクウェイにちはら」において、日原収穫祭が行われました。

収穫祭は、普段、道の駅で、とれたての野菜や加工品などを販売している青空部会・加工グループと、生産組合・商工会などが協力し、秋の収穫と、消費者へ日頃の感謝の気持ちを込めて毎年開催されています。

会場には、沢山のテントが並び多くの産物が販売されたほか、緑化推進事業として苗木の無料配布も行われました。

メイン会場のステージでは、木ノ口神楽社中と日原神楽社中による石見神楽、29日には吉　幾三さんのものまねで知られる「よっしゃ幾三」さんやシンガーソングライターの原田　広さんの歌謡ショー、須川太鼓などが披露され、会場は和やかな雰囲気で盛り上がりました。

今年は、両日とも晴天に恵まれたこともあり3，000人の来場者を数えました。

行財政改革推進協議会～中島町長に答申


大中八臣会長から答申書を受け取る中島町長

本町の行財政改革について諮問を受けていた津和野町行財政改革推進協議会（大中八臣会長）は、10月11日に副会長とともに役場町長室を訪れ、審議内容をまとめた答申書を中島町長に提出しました。

同審議会は、町から委嘱を受けた10人の委員の皆さんが本町の行財政運営について審議し、本町の将来に向けた行財政改革のありかたについてまとめた答申書を策定されました。答申書を読み上げて町長に手渡された大中委員長に対し、中島町長は、委員の皆さんのご労苦をねぎらうとともに、新町の将来に向けた決意を述べました。今後はこの答申をもとに行財政改革大綱や実施計画が策定され、それに沿って本町の行財政改革が進められていくことになります。

犬やねこはルールを守り、責任をもって飼いましょう！

犬やねこも人間と同じ生き物であっておもちゃではありません。飼い主は、犬やねこの生態、習性及び生理を理解し、飼い始めたら、一生責任を持って飼うように努めましょう。

犬を飼うには最低限、次のルールを守らなければいけません

【登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること】



・犬の登録をし、狂犬病予防注射を毎年１回受けさせることは、法律で定められています。登録したときに渡される「鑑札」は、迷子札にもなりますので、必ず首輪などに付けましょう。
・登録は生涯１回ですが、住所が変わったときや犬が死亡したときには必ず町役場へ届け出ましょう。

【放し飼いをしないこと】

県の条例により、犬を放し飼いにすることは禁じられています。県内で人が犬にかまれた事故のほとんどは飼い犬によるものです。普段おとなしい犬であっても、いつでも誰に対しても同じとは限りません。

【他人に迷惑をかけない】

犬に適度な運動をさせることは、ストレスの解消にもなり、近所迷惑な夜鳴きの予防にもなります。運動前には、犬の突発的な行動に対応できるよう、引き綱の点検・調節をし、運動させるときは、犬を制御できる人が引き綱をつけ、運動場所、時刻などに気を付けてください。もちろん、**糞の後始末は常識です！**

ねこを飼うには最低限、次のルールを守らなければいけません

【周辺の環境に応じた適切な飼い方で、近隣に迷惑をかけない】

ねこを屋外に出すと、場合によっては、糞尿・鳴き声・庭やごみを荒らすなど近隣の人に迷惑がかかり、トラブルや苦情の原因となります。周辺環境に配慮した飼い方をしましょう。

【屋内飼育に努めましょう】

ねこの飼い主は、病気の感染防止、不慮の事故防止など、ねこの健康と安全の保持のため、屋内飼養に努めましょう。

【屋内飼育の留意点】

ねこは生活環境が整っていれば、屋内飼育は可能です。ねこは幼少期から屋内のみで飼養し、不妊去勢、トイレなどをおぼえさせれば、屋内飼養は容易になります。また、プライベートな縄張りとして、隠れ場所・食事の場所・トイレの場所・見張り台・遊び場所・休憩場所などが必要になります。

えさを与えるなら責任をもって！

野良ねこにえさをやることによる苦情が増えています。かわいそうな野良ねこにえさを与える優しい気持ちは、人間として大切なことだと思います。
でも、えさやりによりねこの数が増え、集まったねこの糞尿や鳴き声、いたずらなどで近隣の人に迷惑がかかっているかもしれません。
えさをやるなら、きちんと糞やごみの片付けを行い、数が増えないように繁殖制限措置をするなど、ご近所に迷惑のかからないようにしなければなりません。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金の保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。保険料の納め忘れがあると、将来の年金額が減額になるだけでなく、もしものときの障害年金、遺族年金が受けられなくなることがありますのできちんと納めましょう。

第１号被保険者の保険料の納付方法

毎月の保険料13,860円（平成18年度）を翌月の末日までに納めます。納め忘れてしまい2年経つと、時効で納めることができなくなりますのでご注意ください。

○ 口座振替で

口座振替なら毎月自動で引き落とされますので、納め忘れもなく便利です。当月末振替の「早割」でお申し込みいただくと、保険料が毎月50円割引されます。

○ 納付書で

社会保険庁から送付された「国民年金保険料納付案内書」に綴られている納付書で納めます。全国の銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・漁協・郵便局・各社会保険事務所・コンビニエンスストアで納めることができます。

○ インターネットで

パソコンや携帯電話を使って、インターネット経由で納めることもできます。「Ｐａｙ－ｅａｓｙ」マークのついている納付書が対象で、金融機関とのインターネットバンキング契約等が必要となります。

保険料の追納制度

国民年金保険料納付免除や、学生納付特例、若年者納付猶予を受けておられた方が、その後、免除の承認を受けていた期間分の保険料を遡って納付することができます。

○老齢基礎年金、旧国民年金の老齢年金、通算老齢年金の受給権者の方は追納することができません。

○追納期間は、10年以内です。

○追納する保険料は、承認を受けた年度から2年を過ぎると、保険料の免除を受けた当時の　保険料額に、経過期間に応じて定められた加算率を乗じて得た額を加算した額となります。



「人権週間」始まる

12月4日から10日までは「人権週間」です。

1948年（昭和23年）12月10日第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択されて以来、国連ではこれを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定め、加盟各国では、基本的人権尊重の精神を徹底させるため、各種行事が行われています。

わが国では、12月10日の「人権デー」を最終日とする１週間を「人権週間」と定めていますが、法務省と全国人権擁護委員連合会では、今年は、次の強調事項を掲げて広く国民に人権思想の普及高揚を呼びかけています。

◎ 女性の人権を守ろう
◎ 子どもの人権を守ろう
◎ 高齢者を大切にする心を育てよう
◎ 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
◎ 部落差別をなくそう
◎ アイヌの人々に対する理解を深めよう
◎ 外国人の人権を尊重しよう
◎ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
◎ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
◎ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
◎ インターネットを悪用した人権侵害を止めよう
◎ 性的指向を理由とする差別をなくそう
◎ ホームレスに対する偏見をなくそう
◎ 性同一障害を理由とする差別をなくそう
◎ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう



「人権週間」に当たって、私たち一人ひとりが「人権」について今一度考え、明るく豊かな住みよい社会をつくりましょう。

なお、毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのか分からないためお困りの方は、松江地方法務局益田支局、又は、お近くの人権擁護委員にご相談ください。また、週間中各地で、特設人権相談所（無料・秘密厳守）が開設されますので、お気軽にご利用ください。詳しいお問い合わせは、松江地方法務局益田支局（Tel0856－22―0429）までお願いします。

「国の教育ローン」のご案内

ご利用いただける方
高校、短大、大学、専修学校、各種学校などに入学・在学されている方の保護者または本人

ご融資額　学生・生徒お1人につき200万円以内
金利　年2.45%（固定金利）
ご返済期間　10年以内
なお、金利は平成18年10月12日現在（固定金利）

「年末資金」のご案内

国の事業ローン（普通貸付）
◎ご融資額　4,800万円以内
◎ご返済期間
運転資金　5年以内
設備資金　10年以内
◎金利　年」2.3%～2.4%

詳しくは　国民生活金融公庫　浜田支店へご相談ください。　電話 0855-22-2835　FAX 0855-22-7632

自衛隊生徒募集のお知らせ

陸・海・空自衛隊では、若きエンジニアを養成し、優れた最新装備を駆使できる専門技術者を求めています。中学校卒業時に入隊し、３年間の高等学校教育終了時、陸上は神奈川県立湘南高等学校、海上は広島県立西校等学校、航空は私立科学技術学園高等学校の卒業資格を得た後、更に自衛隊の各種専門学校や部隊勤務を経て３等陸・海・空曹に昇任します。

応募資格　十七歳未満の中学校卒業見込みの男性又は既卒の男性
採用試験　平成十九年一月十三日（土）
場所　自衛隊島根地方協力本部（松江市学園一丁目の十四）
島根県出雲合同庁舎（出雲市大津町一一三九）
島根県浜田市合同庁舎（浜田市片庭町二五四）
応募締切　平成一九年一月九日（火）
○詳しい内容は、自衛隊島根地方協力本部
益田地域事務所０８５６（22）８２２３へお問い合わせください。

平成18年度 緩和ケア研修会

開催日時　平成十八年十二月十日（日）午後1時～4時
場所　益田地域医療センター医師会病院リハビリ棟（１Ｆ）
内容　○講　演「住み慣れた地域で自分らしく生きるために」（午後1時～2時10分）
講　師　広島県緩和センター緩和ケア支援室長　阿部　まゆみ氏
○シンポジウム　○意見交換
問い合せ先　※参加希望の方は申し込みをお願いします。
申込先　益田保健所　医事難病支援グループ
ＴＥＬ０８５６（31）９５４８

全国一斉 無料相談ダイヤル

労働時間の管理の適正化と賃金不払残業に関する相談に島根労働局の担当官が応じます。

■ 全国一斉対応日時
平成18年11月23日（木）
勤労感謝の日
9時から17時まで

■ フリーダイヤル
なくそう一不払残業
0120―793―283

STOP！ 賃金不払残業



労使がともに協力し合い、「賃金不払残業」をなくしましょう

11月は賃金不払残業解消キャンペーン月間です

お知らせ Information

平成18年(2006) 12月

津和野地域　●不燃物(缶類、粗大ごみ、びん類・ガラス類、プラスチックス類の収集

地区名	容器包装プラスチック	かん類	商品プラスチック	びん、陶器ガラス類	粗大ごみ、有害ごみ
鷲原1・2、門林・中座1・2	4日・18日	18日	11日	11日	25日
町田、森1・2・3・4	7日・21日	21日	14日	14日	28日
本町1・2、東1・2、北2	5日・19日	19日	12日	12日	26日
西1・2・3、北1・3	6日・20日	20日	13日	13日	27日
木部・畑迫	8日・22日	22日	15日	15日	1日・29日
小川(寺田上・寺田下)	5日・19日	19日	12日	12日	26日
小川(寺田上・寺田下除く)	7日・21日	21日	14日	14日	28日

●もやせるごみの収集

地区名	収集日
橋南地区	火・金
橋北地区・寺田上・寺田下	月・木
木部地区	水
畑迫地区	
小川地区(寺田上・下を除く)	

☆年末・年始の収集は12月30日(土)から1月3日(水)の収集地区の収集はお休みです。

●古紙回収

対象	雑誌・新聞紙・牛乳パック・古布 ダンボール・模造紙等
回収日	12月15日(金)
回収場所	町民センター駐輪場／つわの荘跡地／ 畑迫公民館／木部公民館／中座小川様 宅車庫／小川公民館内

*必ず、紙ひもでしばって出して下さい。

日原地域　●不燃物(缶類、粗大ごみ、びん類・ガラス類、プラスチックス類の収集

収集日	収集品目	収集地区名
第2週火曜日　5日	粗大ごみ、 容器包装プラスチック	町内全域〈但し、容器包装プラスチックについては (野地、商人、程彼、宿谷、柳、鹿谷、大木、二俣地区を除く)〉
第3週火曜日　12日	ビン・陶器・ガラス類、 商品プラスチック	町内全域
第4週火曜日　19日	カン・金属類、 有害ごみ(乾電池・蛍光灯等)	町内全域〈但し、容器包装プラスチックについては (上横道、下横道、一の谷、相撲ヶ原上・下、須川 地区を除く)〉
	容器包装プラスチック	

●もやせるごみの収集

収集地区名	収集日
左鐙東・左鐙西・畳・枕瀬東・枕瀬西・木の口上・木の口下・木の口住宅・栄町・旭町上・旭町下・扇町・春日町・山根町・清水町・脇本・三渡・堤田・小瀬・青原団地	月・木曜日
滝元上・滝元下・小直・新地・営林署住宅・幸町・金見町上・金見町下・野口・曽庭・青原・添谷・野地	火・金曜日
上横道・下横道・一の谷	月曜日
須川元郷・相模ヶ原上・相模ヶ原下・日浦西・程彼・宿谷・柳・商人	水曜日

☆1年末・年始の収集は12月30日(土)から1月3日(水)の収集地区の収集はお休みです。

被害相談窓口等のご案内

島根県警察では、犯罪被害に遭われた方の精神的・経済的打撃の緩和を図るために、次のような制度を設けています。

① 犯罪被害者のための相談窓口

総合的相談窓口として、24時間体制で相談を受け付けています。

○ 警察相談センター
- 島根県警察本部窓口
  ⇨0852−31−9110
- 相談者が所在する場所を管轄する都道府県の警察本部相談窓口
  ⇨＃9110

○ 津和野警察署相談窓口
  ⇨0856−72−0110

② 犯罪被害給付制度

遺族給付金　**重傷病給付金**　**障害給付金**

故意の犯罪行為により、なくなられた方の遺族や、障害が残ったり重傷病を負った被害者に対して、一定の要件に該当する場合に国が給付金を支給する制度です。

③ 被害者支援員制度
④ 被害者連絡制度
⑤ 被害者訪問制度
⑥ カウンセリング支援制度
⑦ 性犯罪被害者にかかる初診料の公費負担
⑧ 身体犯被害者の診断書料の公費負担
⑨ 防犯ブザー・緊急通報用携帯電話の貸出
⑩ 再被害防止措置

○ 津和野警察署　TEL 0856-72-0110
○ 島根県警察本部　県民相談課被害者対策室
TEL 0852-26-0110　内線 2515・2516



制度の詳しい内容や手続き方法については、警察署または警察本部にお問い合わせ下さい。

除雪についてのお願い

島根県では、冬期における道路交通の安全を確保するため、一般国道187号をはじめとする鹿足郡内16路線193㎞について、除雪を行うことにしています。

道路上への私物の放置、路上駐車及び道路上へ覆い被さるように茂っている立竹木は、除雪作業の支障となりますので、事前に撤去、移動等をお願いいたします。また、除雪作業後は民家前にも堆積しますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、降雪により道路管理上支障となる立竹木については、除雪の際に県で処分させて頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



問い合わせ
島根県津和野土木事業所
維持管理グループ
TEL…0856−(72)−0511
FAX…0856−(72)−0779